

○寒川町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

平成26年12月15日
条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第5項の規定に基づき、包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 包括的支援事業 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。
- (2) 地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。
- (3) 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。

(包括的支援事業の基本方針)

第3条 地域包括支援センターは、次条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、介護保険の各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、介護保険の各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようしなければならない。

(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると寒川町介護保険運営協議会(寒川町介護保険条例(平成12年寒川町条例第14号)第4条第1項に規定する寒川町介護保険運営協議会をいう。以下同じ。)において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることとする。

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(適切、公正かつ中立な運営の確保)

第5条 地域包括支援センターは、寒川町介護保険運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

仕様書

1. 件名

寒川町地域包括支援センター運営事業委託

2. 目的

本事業は、高齢者的心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う中核機関として「寒川町地域包括支援センター」（以下「支援センター」という。）を設置し、高齢者やその家族等が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう支援することを目的とする。

3. 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

4. 支払い方法

概算払いとし、年度末に清算をおこなうものとする。

5. 業務内容

委託事業の業務内容は次のとおりとする。

(1) 総合相談支援業務

①地域におけるネットワークの構築

サービス提供機関及び専門相談機関等を把握するとともに、町、地域の民生委員、介護保険事業者等地域における様々な関係者とのネットワークの構築を図ること。

②高齢者の実態把握

①で構築したネットワークを活用する等の方法により、独居高齢者や支援が必要な世帯の把握に努め、サービス利用等に関して必要な支援を行うこと。

③総合相談

高齢者のあらゆる相談窓口として問い合わせに対応するとともに、相談内容に応じて適切な機関、制度、サービスを紹介し、連絡調整を行うこと。専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合は、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を作成し、適切なサービスや制度につなぐこと。また、定期的にその後の状況把握を行い、隨時必要な支援につなげること。

(2) 権利擁護業務

①成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用に関する相談に対応し、親族申立て及び必要に応じて町長申立てが行えるよう支援すること。また、制度を幅広く普及させるための取り組みを行うこと。

7. 設備等

支援センターの設備等は次のとおりとする。

- (1) 自動車、机、椅子、施錠できる書類保管庫、パソコン、プリンタ、電話、FAXを必要数配備すること。
- (2) インターネット接続環境を整備し、支援センター専用の電子メールアドレスを取得すること。
- (3) その他、当事業を実施するにあたり、必要な設備を配備すること。

8. 職員の配置

- (1) 受託事業者は、本事業を行うため、あらかじめ支援センターの管理者を定めるとともに、次の①から③に掲げる職種の職員を最低1名配置するものとする。この場合において、各職種1名は専従常勤の職員とする。

- ①保健師又は地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師
- ②社会福祉士
- ③主任介護支援専門員

- (2) 上記(1)の他、支援センターの業務実施にあたり適任と判断される者を、事前に町と協議のうえ配置できるものとする。
- (3) 支援センターの管理者は、当該職員に対して研修等の機会を与え、その資質向上と意識啓発に努めなければならない。

9. 職員の責務

- (1) 支援センターの職員は、利用者及び利用者世帯の個人情報の保護に万全を期すものとし、正当な理由無く、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、本事業の委託が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 支援センターの職員は、本事業の果たすべき役割の重要性を認識し、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、業務遂行に必要な技術・能力に関し自己研鑽に努めるものとする。

10. 事業の実施体制等

事業の実施体制等は次のとおりとする。

- (1) 受託事業者は、本事業の実施にあたっては町長と協議の上、年間事業計画書を作成するものとする。
- (2) 支援センターの業務実施日及び時間は次のとおりとし、利用者の相談等に対応できるよう必要な勤務体制を組むこととする。

①業務実施日

月曜日から金曜日（祝祭日、12月29日から1月3日までを除く）

②業務実施時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。

③勤務体制